

[参考資料]

姫路市交通事業の財政状況の推移

(付)

市民クラブ 様



16-3-26

年度	バス乗車数 (千人)①	バス営業収入 (万円)②	一般会計補助金 (万円)③	全体決算戻 (万円)④	自動車固定資産 (万円)⑤	資本額(万円)			総資本 (万円)⑦	累積損失額 (万円)⑧	自己資本比率(%) (⑥/⑦)⑨	固定資産回転率 (④)(②/⑤)⑩	1人当り補助金 (③/①)(円)⑪	退職給与繰延額 (万円)⑫
						自己資本金	剰余金	合計⑥						
16	(予) 6,317	(予) 140,702	(予) 94,889	(予) △14,244	(予) 94,103	(予) 52,051	(予) △127,738	(予) △75,687	予 177,040	△ 188,270	-42.8%	1.50	150.21	66,396
15	(予) 6,317	(予) 134,856	(予) 94,889	(予) △15,148	(予) 85,333	(予) 52,051	(予) △119,121	(予) △67,070	予 167,566	△ 179,603	-40.0%	1.58	150.21	52,125
14	5,602	117,294	70,000	△ 18,641	74,637	52,051	△ 109,538	△ 57,487	152,865	△ 163,955	-37.6%	1.57	124.96	36,816
13	5,967	135,133	70,000	△ 20,932	69,349	52,051	△ 93,308	△ 41,257	155,310	△ 142,304	-26.6%	1.95	117.31	33,806
12	6,250	148,240	70,000	△ 17,144	76,658	52,051	△ 44,080	7,971	166,547	△ 90,658	4.8%	1.93	112.00	3,092
11	6,517	160,775	55,800	△ 26,038	74,563	52,051	△ 28,214	23,837	168,580	△ 70,452	14.1%	2.16	85.62	-
10	6,953	180,604	55,800	△ 13,196	72,339	52,051	△ 6,354	45,697	185,979	△ 44,413	24.6%	2.50	80.25	-
9	7,177	194,836	55,800	△ 16,691	68,911	50,451	5,724	56,175	209,781	△ 31,218	26.8%	2.83	77.75	-
8	7,703	209,702	36,000	△ 19,229	65,962	50,451	21,249	71,700	227,425	△ 14,598	31.5%	3.18	46.74	-
7	8,065	211,243	36,000	△ 22,514	64,757	50,451	37,226	87,677	260,515	37,226	33.7%	3.26	44.64	2,443
6	7,965	213,173	36,000	△ 21,319	70,225	41,702	64,122	105,824	283,932	31,188	37.3%	3.04	45.20	6,306
5	8,344	228,515	36,152	91	73,189	24,013	97,584	121,597	314,042	65,178	38.7%	3.12	43.33	11,324

※16、15年度は予算書参考。それ以前は決算書参考 △はマイナスを示す

1. 剰余金は資本剰余金と利益剰余金の合計
2. 累積損失額=欠損金合計+支払済退職金の繰延額
3. 自己資本金は借入資本金を除いたもの
4. 総資本は退職給与繰延額を減じたもの

また、索道事業については、平成4年度にゴンドラの大型化等施設改良を行ったことから、乗客数は前年度に比べ約3割の増加を見るも、翌平成5年度から減少に転じ、それに伴い料金収入が減少してきた。しかし、施設改良に対する市補助金に加え、平成8年度に料金の改定を行ったことや、平成14年度から乗客数が微増となったことなどから、経常収支は均衡状態にある(表2)。

表1 バス事業の経常収支と市補助金の推移

(単位：千円)

	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
経常収益	2,670,165	2,768,304	2,791,686	2,729,369	2,553,524	2,517,708	2,498,595
料金収入	2,127,985	2,206,312	2,241,724	2,199,370	2,055,573	2,041,338	2,022,762
その他	186,500	204,868	191,552	169,999	137,951	116,370	115,833
市補助金	355,680	357,124	358,410	360,000	360,000	360,000	360,000
経常費用	2,607,080	2,676,955	2,768,521	2,717,418	2,742,693	2,697,437	2,701,511
人件費	1,902,512 (262人)	1,962,417 (266人)	2,018,932 (265人)	2,036,189 (263人)	2,108,449 (273人)	2,124,737 (266人)	2,148,730 (259人)
車両運行費	151,563	147,763	143,750	145,102	160,257	163,432	172,309
減価償却費	200,622	192,074	198,416	173,238	142,115	110,855	83,721
その他	352,383	374,701	407,423	362,889	331,872	298,413	296,751
経常損益	63,085	91,349	23,165	11,951	▲189,169	▲179,729	▲202,916

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経常収益	2,542,209	2,398,491	2,200,590	2,219,653	2,082,917	1,903,173	2,092,378
料金収入	1,882,858	1,749,007	1,558,909	1,441,000	1,313,871	1,142,277	1,131,266
その他	101,351	91,484	83,681	78,653	69,046	60,896	61,112
市補助金	558,000	558,000	558,000	700,000	700,000	700,000	900,000
経常費用	2,702,813	2,515,598	2,454,493	2,405,540	2,307,984	2,092,808	2,052,356
人件費	2,179,554 (254人)	2,053,986 (238人)	2,035,138 (233人)	1,973,953 (224人)	1,887,491 (217人)	1,639,511 (181人)	1,571,888 (176人)
車両運行費	182,017	147,108	135,379	130,539	124,536	115,157	117,635
減価償却費	101,098	104,288	116,097	129,108	140,360	119,575	141,578
その他	240,144	210,216	167,879	171,940	155,597	218,565	221,255
経常損益	▲160,604	▲117,107	▲253,903	▲185,887	▲225,067	▲189,635	40,022

注) 人件費欄の括弧書きについては、正規職員の数(各年度末現在)

市補助
H16 9
H17 89
H18 7.9

○企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和 28 年 8 月 12 日条例第 28 号）

（調整手当）

第 4 条の 2 調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給する。その地域に近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費に関する事情がその地域に準ずる地域に在勤する職員についても同様とする。

（支給額決定の基準）

第 14 条 職員の給与は、法第 38 条第 3 項の規定の趣旨に従い姫路市職員給与条例(昭和 29 年姫路市条例第 18 号)の規定の適用を受ける職員の給与を基準として定める。

○姫路市交通局企業職員の給与に関する規程（昭和 46 年 4 月 1 日交管規程第 2 号）

第 1 条 この規程は、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和 28 年姫路市条例第 28 号。以下「条例」という。)第 19 条の規定に基づき、姫路市交通局に勤務する職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「職員」という。)に支給する給与について、条例の施行に必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 職員の給料及び諸手当の決定、計算、支払の方法、支払の期日等については、この規程及び管理者が別に定めるものを除き、姫路市職員給与条例(昭和 29 年姫路市条例第 18 号。以下「給与条例」という。)の規定の適用を受ける者の例による。

無題

○地方公営企業法
(給与)

第38条 企業職員の給与は、給料及び手当とする。

2 企業職員の給与は、その職務に必要とされる技能、職務遂行の困難度等職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員の発揮した能率が十分に考慮されるものでなければならない。

3 企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

↓ 額については ↓
必 業績連動があるため

姫路市交通局管理規程第10号

平成17年12月27日

姫路市交通事業管理者 松本孝年

姫路市交通局企業職員の給与に関する規程の特例に関する規程を公布する。

姫路市交通局企業職員の給与に関する規程の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市交通局企業職員の給与に関する規程(昭和46年姫路市交通局管理規程第2号。以下「規程」という。)の規定に基づき支給される姫路市交通局企業職員の調整手当及び管理職手当の額について特例を定めるものとする。

(調整手当の特例)

第2条 当分の間、企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和28年姫路市条例第28号。以下「条例」という。)第4条の2に規定する調整手当の月額、規程第2条の規定によりその例によることとされる姫路市職員給与条例(昭和29年姫路市条例第18号。以下「給与条例」という。)第7条の2の規定にかかわらず、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の6を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって調整手当の月額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる手当の額の算出の基礎となる調整手当の月額は、給与条例第7条の2の規定により算定した額とする。

(1) 給与条例第2条に規定する手当(調整手当を除く。)

(2) 姫路市職員退職手当条例(昭和38年姫路市条例第42号)第5条第3項の規定による退職手当

(管理職手当の特例)

第3条 当分の間、条例第5条の3に規定する管理職手当の月額は、規程第2条によりその例によることとされる姫路市職員給与条例施行規則(昭和29年姫路市規則

第19号。以下「施行規則」という。)第12条の2の規定にかかわらず、同条に規定する額に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 施行規則第12条の2第1号に該当する者 100分の90 管理者
- (2) 施行規則第12条の2第2号又は第3号に該当する者 100分の93 次長 課長
- (3) 施行規則第12条の2第4号又は第5号に該当する者 100分の95 課長 補佐 係長

附 則

この規程は、平成18年1月1日から施行する。